

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
03 岩手県	322 紫波郡矢巾町	03000	4400005002402	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	新生会				
(8)主たる事務所の住所	岩手県	紫波郡矢巾町	大字室岡12-128-1		
(9)主たる事務所の電話番号	019-611-0242	(10)主たる事務所のFAX番号	019-611-0252	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.i-shinsekai.jp/		(14)法人のメールアドレス	soumu@i-shinsekai.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和58年3月15日	(16)法人の設立登記年月日	昭和58年4月6日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	10	(2)評議員の現員	10	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	266,680
-----------	----	-----------	----	--------------------------------	---------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
阿部榮子	矢巾町民生委員・児童委員	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
阿部武夫	ワークセンターむろおか家族会代表	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
後藤二三雄	みちのく療育園保護者の会代表	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
白澤修子	矢巾町民生委員・児童委員	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
菅野八重子	社会福祉法人盛岡山王会 ケアハウス盛岡施設長	H30.3.13 ~ H33.6	2 無	1 有	3
照井始	第二新生園保護者会代表	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
沼田弘美	若手県農業共済組合盛岡地域センター統括	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
伊藤盛	新生園家族会代表	H29.9.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
山下由美子	矢巾町民生委員・児童委員	H29.9.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
阿部敬正	社会福祉法人いわて共生会監事	H30.9.12 ~ H33.6	2 無	1 有	3

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	8	(2)理事の現員	8	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	4,586,360	1 特例有
----------	---	----------	---	--------------------------------	-----------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
阿部肇男	1 理事長 R1.6.18 ~ R3.6	平成26年4月1日	2 非常勤	令和1年6月18日	元新生会法人本部事務局長	2 無	2 無
佐々木裕	2 業務執行理事 R1.6.18 ~ R3.6		1 常勤	令和1年6月18日	新生会常務理事	2 無	2 無
北邦男	3 その他理事 R1.6.18 ~ R3.6		2 非常勤	令和1年6月18日	元矢巾町役場総務課長	2 無	2 無
沼田徳彦	3 その他理事 R1.6.18 ~ R3.6		4 その他	令和1年6月18日	元矢巾町教育委員	2 無	2 無
種田勝	3 その他理事 R1.6.18 ~ R3.6		2 非常勤	令和1年6月18日	元矢巾町教育委員	2 無	2 無
藤原牧夫	3 その他理事 R1.6.18 ~ R3.6		2 非常勤	令和1年6月18日	元新生会ワークセンターむろおか施設長	2 無	2 無
水本淳一	3 その他理事 R1.6.18 ~ R3.6		2 非常勤	令和1年6月18日	矢巾町議会議員	1 有	2 無
鈴木長幸	3 その他理事 R1.6.18 ~ R3.6		4 その他	令和1年6月18日	第二新生園施設長	2 無	2 無
			3 施設の管理者			2 無	3 職員給与のみ支給

(注)「(3-2)理事の役職のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	564,320
----------	---	----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
伊藤 時男	元朝北日本銀行支店長 R1.6.18 ~ R3.6	2 無	令和1年6月18日
菅原 精一	元新生会法人本部事務局長 R1.6.18 ~ R3.6	6 財務管理に識見を有する者(その他)	8
		2 無	令和1年6月18日
		3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	8

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	6	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	1
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.9
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	184	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	49

常勤換算数 1.0 常勤換算数 38.6

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和1年6月18日	10	3	2	0	①定款の変更について②平成30年度社会福祉事業会計決算報告について③令和元年度社会福祉事業会計補正予算（第一次）について④理事の選任について⑤監事の選任について
令和1年10月31日	10	3	2	0	①令和元年度社会福祉事業会計補正予算（第二次）について
令和2年3月30日	10	3	2	0	①令和元年度社会福祉事業会計補正予算（第三次）について②令和元年度理事報酬額の決定について③令和元年度監事報酬額の決定について④令和2年度事業計画について⑤令和2年度社会福祉事業会計当初予算について⑥令和2年度理事報酬額の決定について⑦令和2年度監事報酬額の決定について⑧定款の一部改正について⑨役員報酬規程の一部改正について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和1年5月30日	8	2	①定款の変更について②平成30年度事業報告について③平成30年度社会福祉事業会計決算報告について④令和元年度積立金の積立てについて⑤令和元年度社会福祉事業会計補正予算（第一次）について⑥理事候補者の推薦について⑦監事候補者の推薦について⑧提示評議員会の招集について
令和1年6月18日	8	2	①理事長の互選について②常務理事の互選について③相談役の選任について④パーソナルコンピューター更新請負契約の締結について
令和1年7月3日	8	2	①パーソナルコンピューター更新請負契約の締結について
令和1年8月28日	8	2	①資金の借り入れについて
令和1年10月18日	8	2	①就業規則の一部を改正する規則について②臨時職員就業規則の一部を改正する規則について③施設障害福祉サービス事業（障害者支援施設 新生園）運営規程の一部を改正する規程について④施設障害福祉サービス事業（短期入所 新生園）運営規程の一部を改正する規程について⑤令和元年度社会福祉事業会計補正予算（第二次）について⑥令和元年度第2回評議員会の招集について
令和1年11月20日	8	2	①みちのく療育園特殊浴槽（シャワー入浴装置）売買契約の締結について②みちのく療育園運営規程の一部を改正する規程について③指定短期入所事業所みちのく療育園運営規程の一部を改正する規程について④日中一次支援事業所みちのく療育園運営規程の一部を改正する規程について⑤みちのく療育園医用テレメーター売買契約の締結について
令和2年3月5日	7	2	①指導監査の実施結果に係る是正改善について②職員の任免について
令和2年3月17日	8	2	①令和元年度社会福祉事業会計補正予算（第三次）について②令和元年度理事報酬額の決定について③令和元年度監事報酬額の決定について④令和2年度事業計画について⑤令和2年度社会福祉事業会計当初予算について⑥令和2年度理事報酬額の決定について⑦令和2年度監事報酬額の決定について⑧常務理事報酬額の決定について⑨定款の一部改正について⑩処務規則の一部改正について⑪給与規則の一部改正について⑫経理規則の一部改正について⑬役員報酬規程の一部改正について⑭役員等費用弁償規程の一部改正について⑮令和元年度第3回評議員会の招集について⑯苦情解決規程の一部改正について⑰評議員選任・解任委員会運営規程の一部改正について

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名
 伊藤時男
 菅原精一

- (2)監査報告により求められた改善すべき事項
1. リース車両の見積書がFAXのため正式な見積書を添付すること。
 2. 小切手収入があるが金種表に記載されていない。
 3. 小口現金残高金種別表は、月末に動きがなくとも月末付けのものを作成すること。
 4. タイニング仕切り工事の完了確認検査が行われていないようである。
 5. 修繕等において業者選定理由が確認できない。
 6. 備蓄食料等見積合わせを行っていない購入が見られる。
 7. 災害時の送迎について全職員が対応できるようコースを確認しておくこと。
 8. 起案に決裁印漏れがある。
 9. 避難訓練の実施計画起案が作成されていない。
 10. 現金台帳の出金日と通帳の入金日に1件ズレがある。

11.新規利用者のフェイスシートが未整備である。
12.新規利用者の契約書及び重要事項説明書に契約等年月日及び割り印が未整備である。
13.小口現金の繰越額に誤りがあった。
14.領収書に検印漏れがあった。
15.利用者預り金において通帳払出日と小遣い帳の入金日が一致していないものが2件あった。
16.新規利用者の金銭預かり依頼書が未整備である。
17.定期預金利息と就労売上が合算されて入金されていたため、分けて入金すること。
18.ケース記録の回覧漏れが2件あった。
19.利用契約書が袋綴じされていないものがあったので、各ページに割印をすること。

(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

1.正式な見積書を紛失したため、再発行により補充いたします。
2.ご指導のとおり、今後は金種表に記載いたします。
3.ご指導のとおり、今後は作成いたします。
4.完了確認書を整備いたします。
5.伺い書へ記載するようにいたします。
6.ご指導のとおり、今後は見積合わせを実施いたします。
7.緊急時対応できるよう取り組みます。
8.直ちに押印し補充いたしました。
9.未作成であったため、今後は作成いたします。
10.現金台帳の日付誤りのため、訂正いたしました。
11.作成いたしました。
12.直ちに記入押印し補充いたしました。
13.一部記入漏れでしたので、是正いたしました。
14.直ちに押印し補充いたしました。
15.確認し通帳払出日を記入するようにいたします。
16.直ちに依頼書を整備いたします。
17.今後は分けて入金いたします。
18.直ちに回覧いたします。
19.直ちに製本し割印をいたしました。

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)					
◎社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)												
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
001	法人本部	00000001	本部経理区分	法人本部事務局								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字室岡12-128-1	2 民間からの賃借等		3 自己所有	平成20年4月1日	0	0		
		ア建設費		平成20年3月21日	38,160,820	0	0	38,160,820	270,560			
		イ大規模修繕		平成25年6月10日					1,560,300			
002	新生園	01040401	障害者支援施設(施設入所支援)	新生園(入所支援)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字室岡12-125	3 自己所有		3 自己所有	昭和58年4月1日	40	12,278		
		ア建設費		昭和58年4月1日	124,154,350	248,875,500	0	373,029,850	2,113,660			
		イ大規模修繕		平成22年10月8日	平成23年11月30日	平成28年3月22日	平成29年12月31日	平成30年3月24日	26,855,472			
002	新生園	01040402	障害者支援施設(生活介護)	新生園(生活介護)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字室岡12-125	3 自己所有		3 自己所有	昭和58年4月1日	25	5,801		
		ア建設費		平成20年3月21日	35,638,599	0	0	35,638,599	267,620			
		イ大規模修繕							0			
002	新生園	01040406	障害者支援施設(就労継続支援B型)	新生園(就労継続B)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字室岡12-125	3 自己所有		3 自己所有	昭和58年4月1日	15	3,979		
		ア建設費						0	0.000			
		イ大規模修繕							0			
002	新生園	02130107	障害福祉サービス事業(短期入所)	新生園(短期入所)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字室岡12-125	3 自己所有		3 自己所有	平成20年4月1日	0	96		
		ア建設費						0	0.000			
		イ大規模修繕							0			
003	第二新生園	01040401	障害者支援施設(施設入所支援)	第二新生園(入所支援)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字太田17-54	3 自己所有		3 自己所有	昭和63年4月1日	40	14,536		
		ア建設費		昭和63年4月1日	59,127,125	339,432,490	110,013,910	508,573,525	2,361,020			
		イ大規模修繕		平成22年12月27日	平成23年3月31日	平成27年3月20日	平成27年12月23日	平成28年1月12日	25,231,568			
003	第二新生園	01040402	障害者支援施設(生活介護)	第二新生園(生活介護)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字太田17-54	3 自己所有		3 自己所有	昭和63年4月1日	70	12,626		
		ア建設費						0	0.000			
		イ大規模修繕							0			
003	第二新生園	01040406	障害者支援施設(就労継続支援B型)	第二新生園(就労継続B)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字太田17-54	3 自己所有		3 自己所有	昭和63年4月1日	15	2,973		
		ア建設費						0	0.000			
		イ大規模修繕							0			
003	第二新生園	02130107	障害福祉サービス事業(短期入所)	第二新生園(短期入所)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字太田17-54	3 自己所有		3 自己所有	平成18年10月1日	2	157		
		ア建設費						0	0.000			
		イ大規模修繕							0			
003	第二新生園	06000001	地域生活支援事業(日中一時支援)	第二新生園(日中一時支援)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字太田17-54	3 自己所有		3 自己所有	平成18年10月1日	5	577		
		ア建設費						0	0.000			
		イ大規模修繕							0			
004	みちのく療育園	02130105	障害福祉サービス事業(療養介護)	みちのく療育園(療養介護)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字輝山24-1	3 自己所有		3 自己所有	平成13年7月1日	50	18,248		
		ア建設費		平成13年4月1日	186,133,669	447,323,176	403,119,778	1,036,576,623	3,362,690			
		イ大規模修繕		平成21年9月11日	平成23年3月31日	平成29年10月20日	平成29年10月20日	平成30年2月28日	21,201,600			
004	みちのく療育園	01020402	障害児入所施設(医療型障害児入所施設)	みちのく療育園(医療型障害児入所施設)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字輝山24-1	3 自己所有		3 自己所有	平成13年7月1日	0	0		
		ア建設費						0	0.000			
		イ大規模修繕							0			
004	みちのく療育園	02130107	障害福祉サービス事業(短期入所)	みちのく療育園(短期入所)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字輝山24-1	3 自己所有		3 自己所有	平成18年10月1日	4	525		
		ア建設費						0	0.000			
		イ大規模修繕							0			
004	みちのく療育園	02130106	障害福祉サービス事業(生活介護)	みちのく療育園(生活介護)								
		若手県	紫波郡矢巾町	大字輝山24-1	3 自己所有		3 自己所有	平成13年10月1日	5	1,205		
		ア建設費						0	0.000			

・みちのく療育園拠点は医療型障害児入所施設も持っているが、対象者が少ないため、会計上療養介護に含めて管理している。
 ・みちのく療育園拠点は障害児通所支援（児童発達支援）も持っているが、対象者が少ないため、会計上生活介護に含めて管理している。
 ・障害者地域生活支援センターしんせい拠点は公益事業（基幹相談支援センター事業）も持っているが、主たる事業（相談支援）が福祉事業であり一体的に事業を行っているため、会計上相談支援に含めて管理している。

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
④取組内容		
地域における公益的な取組⑨（その他）	やはば生活支援ネットワーク事業	矢巾町内
	1.日常生活支援事業 2.生活困窮者生活支援事業	
地域における公益的な取組⑨（その他）	IWATE・あんしんサポート事業	矢巾町内
	●暮らしの困りごとを抱えた方の自立を支援する。など	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	介護体験実習、職場体験実習等の受入れ	矢巾町内
	実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	近隣小学校への出前授業	矢巾町内
	近隣小学校へ利用者と訪問し、小学生へ障がいの理解を深める授業を行う	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	地域住民向け研修会の企画・実施	矢巾町内
	地域住民を対象に、障がいの理解を促進する研修を企画、開催	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	地域研修会への講師派遣	矢巾町内
	地域の研修会へ職員を講師として派遣し、障がいの理解を促進する	
地域における公益的な取組⑨（その他）	会議室等の無料開放	矢巾町内
	地域住民からの要望があれば、会議室や相談室を無料で開放する	
地域における公益的な取組⑨（その他）	園祭の開催	矢巾町内
	園祭を通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	
地域における公益的な取組⑨（その他）	アンテナショップ経営	矢巾町内
	レストランや菓子販売店を経営し、障がいに関する理解促進等を行う	
地域における公益的な取組⑨（その他）	地域主催のお祭りに出店	矢巾町内
	地域主催のお祭りに出店し、障がい理解の促進を図る	
地域における公益的な取組⑨（その他）	事業所周辺のゴミ拾い活動	矢巾町内
	事業所周辺のゴミ拾いを利用者と共にし、障がい理解の促進を図る	

1 2 . 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)	<input type="text" value="0"/>
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	<input type="text" value="0"/>
②地域公益事業 (円)	<input type="text" value="0"/>
③公益事業 (円)	<input type="text" value="0"/>
④合計額 (①+②+③) (円)	<input type="text" value="0"/>
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	<input type="text" value="0"/>
②地域公益事業 (円)	<input type="text" value="0"/>
③公益事業 (円)	<input type="text" value="0"/>
④合計額 (①+②+③) (円)	<input type="text" value="0"/>
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～ <input type="text"/>

1 3 . 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
㊦事業報告	<input type="text" value="1 有"/>
㊦財産目録	<input type="text" value="1 有"/>
㊦事業計画書	<input type="text" value="1 有"/>
㊦第三者評価結果	<input type="text" value="1 有"/>
㊦苦情処理結果	<input type="text" value="2 無"/>
㊦監事監査結果	<input type="text" value="1 有"/>
㊦附属明細書	<input type="text" value="1 有"/>
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費 (円)	<input type="text" value="1,239,180,671"/>
②施設・設備に係る公費 (円)	<input type="text" value="3,500,000"/>
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	<input type="text" value="870,911,643"/>
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度
新生園	平成29年度
第二新生園	平成29年度
みちのく療育園	平成29年度
ワークセンター-むろおか	平成29年度
あさあけの園	平成30年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	03 税理士
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	公認会計士・税理士 昆司
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用〔年額〕（円）	1,958,400

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>1.評議員会議事録の記載事項について 「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていないので、社会福祉法施行規則第2条の15第3項に基づき記載するよう改めること。</p> <p>2.理事・監事の報酬等の額（総額）について 理事の報酬等の額（総額）は定款又は評議員会の決議によって定められているが（社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条）、いずれの手続きも行われていないことから、改めること。</p> <p>3.理事に対する報酬等支給基準（役員報酬規程）について 報酬等の支給の基準に定める必要がある事項（社会福祉法施行規則第2条の42）である(1)及び(2)について、それぞれ次のような状況が認められるので、改めること。 (1)報酬等の額の算定方法 規程において、理事長及び常務理事が常勤の場合の報酬として設定可能な金額の範囲（理事長の報酬額は「月額560,000円以内」、常務理事の報酬は「月額400,000円以内」（第3条第1項に定める別表1））のみ定め、具体的な報酬金額（算定の基礎となる額）については、理事長先決で決定しているが、理事の報酬の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の議決によって定める（社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条）ことから、次のいずれかの方法により、評議員会の決議を得て当該規程を改正の上、適正な支給に改めること。 ア 当該規程において、報酬等の算定の基礎となる額を定めること（例：「月額〇円」） イ 理事長及び常務理事の一人当たりの上限は定められていると認められることから、「理事長及び常務理事の具体的な報酬金額は、理事会において決定する」旨の定めを盛り込むこと。また、当該規程が改正され次第、遅延なく具体的な報酬金額について理事会の議決を得ること。</p> <p>(2)支給の方法 支給の手段が定められていないので、当該規程に定めること。 文書指摘通知日 令和2年1月15日</p>
-----------------	---

②実施した改善内容

1.評議員会議事録の記載事項について	ご指摘のとおり改めます。
2.理事・監事の報酬等の額（総額）について	ご指摘のとおり改めます。 理事の報酬等の額（総額）及び監事の報酬等の額（総額）について、令和2年3月17日に予定している理事会で決議後、令和2年3月30日に予定されている評議員会で決議いたします。
3.理事に対する報酬等支給基準（役員報酬規程）について	(1)及び(2)について、次のように改めます。 (1)報酬等の額の算定方法 「イ」の方法により、役員報酬規程の「常勤役員の報酬等の算定方法」の規定において、「ただし、具体的な報酬金額は、理事会において決定する」規定を加える改正を行い、常勤理事の報酬額について理事会の議決を得ることといたします。 役員報酬規程の改正を令和2年3月17日に予定している理事会で決議後、令和2年3月30日に予定されている評議員会で決議いたします。 具体的な報酬額は、令和2年5月29日に予定している理事会で決議いたします。
(2)支給の方法	ご指摘のとおり、役員報酬規程に「報酬の支給方法（現金もしくは口座振込による支給方法、支給時期、控除すべき金額の取扱い等）」の規定を加える改正を行います。 役員報酬規程の改正を令和2年3月17日に予定している理事会で決議後、令和2年3月30日に予定されている評議員会で決議いたします。

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無